

國家機密

大日本帝國政府

五部ノ内第一號

「シヤン、カレンニ」地區ノ歸屬示達ノ件

昭和一八 九一八  
大本營政府連絡會議提案

「ケントン」州及「モンバン」州以外ノ「シヤン」諸州、「カレンニ」州竝ニ「ワー」州ハ將來「ビルマ」國ニ編入スル帝國政府ノ意圖ヲ速ニ示達ス  
一方ナシ得ル限リ九月二十五日迄ニ條約ヲ締結シ得ル様至急措置ス

S 1.7.0.0 - 46

361

REEL No. A-1206

極秘

「シヤン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ  
領土ニ關スル日本國「ビルマ」國間條約

S 1.7.0.0 - 46

362

REEL No. A-1206

0456

アジア歴史資料センター

「シャン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ關スル日本國「ビルマ」國間  
條約

大日本帝國政府及「ビルマ」國政府ハ

兩國緊密ニ協力シテ米英兩國ニ對スル共同ノ戰爭ヲ完遂シ道義ニ基ク大東亞ヲ建設スルノ不動ノ決意  
ヲ以テ左ノ通協定セリ

第一條

日本國ハ「ビルマ」國ガ「クントン」及「モンパン」兩州以外ノ「シャン」諸州、「カレン」ニ「諸州並ニ「ワ」  
地方ヲ其ノ領土トシテ編入スルコトヲ承認ス

第二條

日本國ハ本條約實施ノ日ヨリ九十日以内ニ前條ノ規定スル地域ニ於テ現ニ其ノ行フ行政ヲ終止スベシ

第三條

本條約ノ實施ノ爲必要ナル細目ハ兩國當該官憲間ニ協議決定セラルベシ

第四條

本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名關印セリ

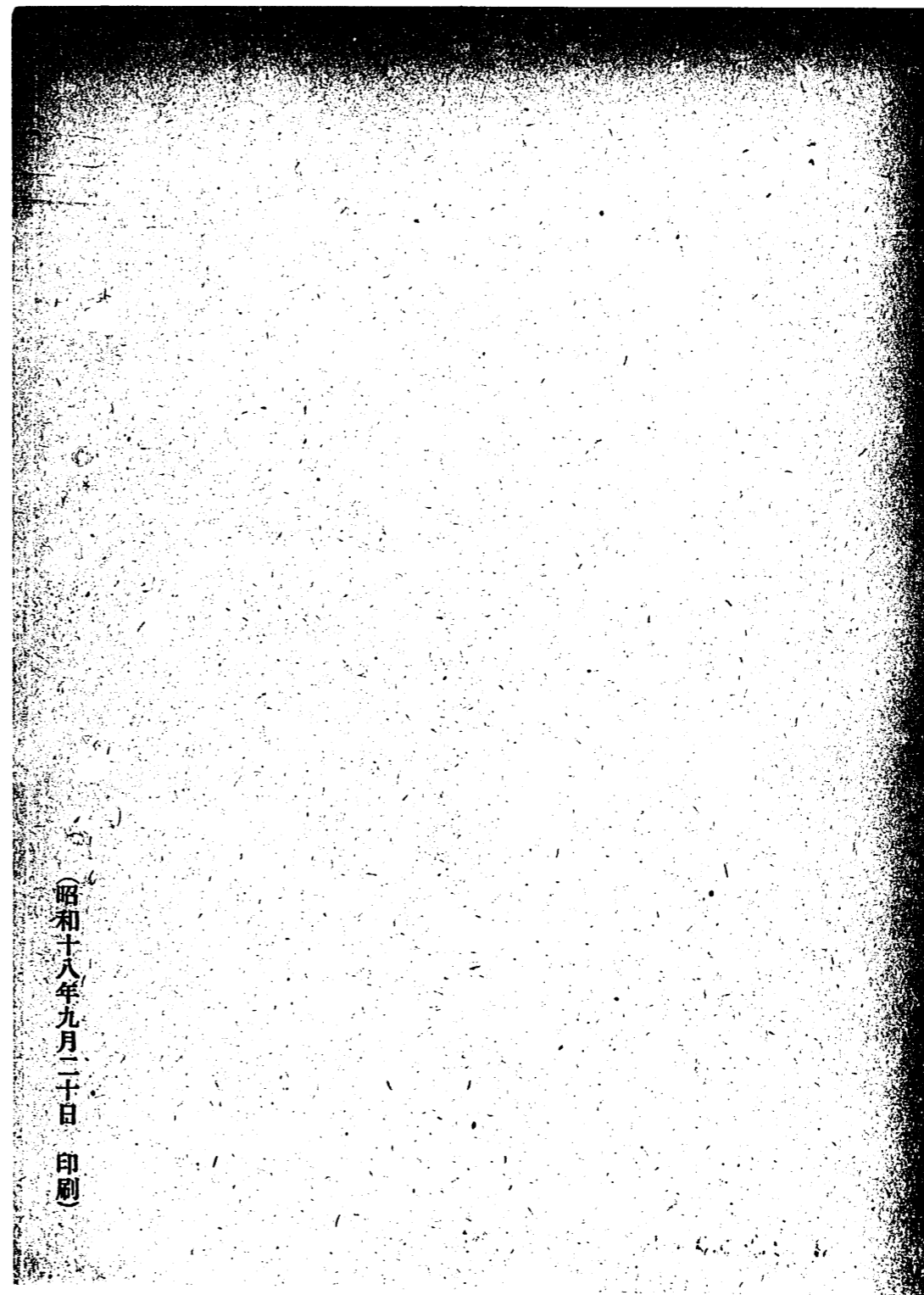
昭和 年 月 日 即日テ  
ニ於テ本書ニ通テ作成ス  
年 月

1.7.0.0 - 46

364

REEL No. A-1206

アジア歴史資料センター



(昭和十八年九月二十日 印刷)

REEL No. A-1206

0455

アジア歴史資料センター

極秘

電信寫

多岐

昭和18 一五一六六 暗 蘭貢 九月十九日〇八三〇發 本省 十九日二三四五着 條

重光外務大臣

澤田大使

外務省

第二六號 (緊急)

「シヤン」地方等ニ於ケル緬甸國ノ領土ニ關スル  
條約交渉ノ件

貴電第五一號ニ關シ

軍側ト協議ノ上案文第二條ノ期限ヲ九十ト挿入シ十九日本使國家  
代表ヲ往訪交渉セル處「バ」ハ直ニ右案文竝ニ日本文ヲ成文トス  
ルコトニ同意シ本件ニ關スル帝國政府ノ好意ニ對シ深甚ナル謝意  
ヲ表セリ尙二十五日調印ノコトニ取極メ置キタリ (午後八時)

(了)

極秘

電信寫

多岐

昭和18 一五二二六 暗 南京 九月二十日一六三五發 本省 二十日二〇〇〇着 條

重光外務大臣

澤田大使

外務省

第二七號 (至急)

「シヤン」地方ニ於ケル緬甸國領土ニ關スル  
條約交渉ノ件

往電第二六號ニ關シ

第二條ノ期限ヲ九十日トシタルハ「タイ」ノ場合ハ發表ヨリ條約  
締結迄餘裕アリタルニ反シ今回ハ條約締結ノ今日尙行政移讓ノ準  
備ニ着手シ居ラサル關係上六十日ニテハ短キニ過クト認メタルニ  
依ル (此ノ獨斷御諒承アリタシ)

極秘

電信裏

ニ「バ」ハ貴電第五三號ノ佛譯文ヲ以テ緬甸側ノ公定譯トシ正文  
ニ添付シ置キタシト述ヘタルニ依リ承諾シ置キタリ（了）

外務省

REEL No. A-1206